1 着手金と報酬金について

- 1) 着手金とは、弁護士が依頼者の依頼に応じて事件処理に着手するために必要な金員で、結果のいかんにかかわらず返還されません。
- 2) 報酬金とは、民事再生等により免除を受けた債権額や任意整理において受任弁護士が 債権取立、資産売却により集めた配当原始の額などに基づいて算定するものです。 これは、着手金とは別のもので事件終了後に頂きます。但し、自己破産申立事件や非事業 者の民事再生事件については原則として報酬はいただきません。

2 着手金

負債額、関係人の数、資本金、資産等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額。

(1) 自己破産申立

ア 非事業者 金25万円以上 イ 事業者 金50万円以上

(2) 民事再生申立

ア 非事業者 金30万円以上 イ 事業者 金100万円以上

(3) 任意整理

ア 非事業者 債権者1社につき金2万円 イ 事業者 金50万円以上

(4) 特定調停

ア 非事業者 金20万円以上 イ 事業者 金50万円以上

(5) その他

 ア 会社更生 金200万円以上
 イ 会社整理 金100万円以上

 ウ 特別清算 金100万円以上
 エ 通常清算 金100万円以上

オ 債権者破産申立 金50万円以上

※ 極めて小規模の個人事業者については、着手金の算定において非事業者と同様に 扱うことがあります。

3 報酬の計算方法

(1) 事業者

□ 債務免除額に基づく場合

債務免除額報酬金300万円以下16パーセント

300万円超~3000万円以下 10パーセント+18万円 3000万円超~3億円以下 6パーセント+138万円

3億円を超える場合 4パーセント+738万円

□ 定額報酬の合意による場合 報酬の合意額 金 万円 (備考)

□ 民事再生事件で月々の顧問料として報酬を合意する場合 再生計画認可決定の属する月から年間にわたり月額金万円。

(2) 非事業者

債権者主張の元金と和解金額との差額の5%相当額 過払い金の返還を受けたときは、債権者主張の元金の5%相当額と過払い金15パ ーセント相当額の合計額